

「下水道接続促進事業費補助金」のご案内

～広い宅地面積のために排水設備延長が長くなる世帯対象～



■下水道接続促進事業費補助金制度について■

公共下水道及び農業集落排水（以下「下水道」という。）における屋外排水設備を設置する方に対し、公共ますまでの距離が長く、工事費がかさむ方の費用負担軽減を図るため、一定条件に基づき工事費用の一部について補助します。※ 令和11年度までの補助金制度です。

1. 補助対象者

下水道供用開始区域に居住（予定を含む。）し、又は居住用建物を所有し、若しくは所有しようとしている方で、次のすべてに該当する方

- (1) 下水道に接続していないこと
- (2) 国、県又は市の同様な制度による補助を受けていないこと
- (3) 市税及び下水道受益者負担金・分担金を滞納していないこと

2. 補助対象工事

既存のくみ取便所又は浄化槽を廃止し、下水道に接続するために行う屋外排水設備の設置工事で、屋外排水設備の延長（浄化槽廃止の場合は、既設排水設備から新たに設置する排水設備の延長）が30メートルを超える場合とする。

※ 住宅新築、既存住宅のほか、共同住宅も対象です（事業所は対象外）。

※ 同一年度内に工事着工及び完成する工事が対象になります。

3. 補助金の額

補助金額	◆ 供用開始 3 年以内の接続工事 排水管工事延長が 30m を超える部分について、1 m につき 5,000 円 ※上限額：200,000 円
	◆ 供用開始 3 年経過後の接続工事 排水管工事延長が 30m を超える部分について、1 m につき 3,000 円 ※上限額：120,000 円

4. 申請手続き

【申請書類】 下水道接続促進事業費補助金交付申請書
・提出先窓口で申請書を配布します。ホームページからもダウンロードできます。
※排水設備工事開始の7日前までに申請してください。

※申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりませんので、ご注意ください。

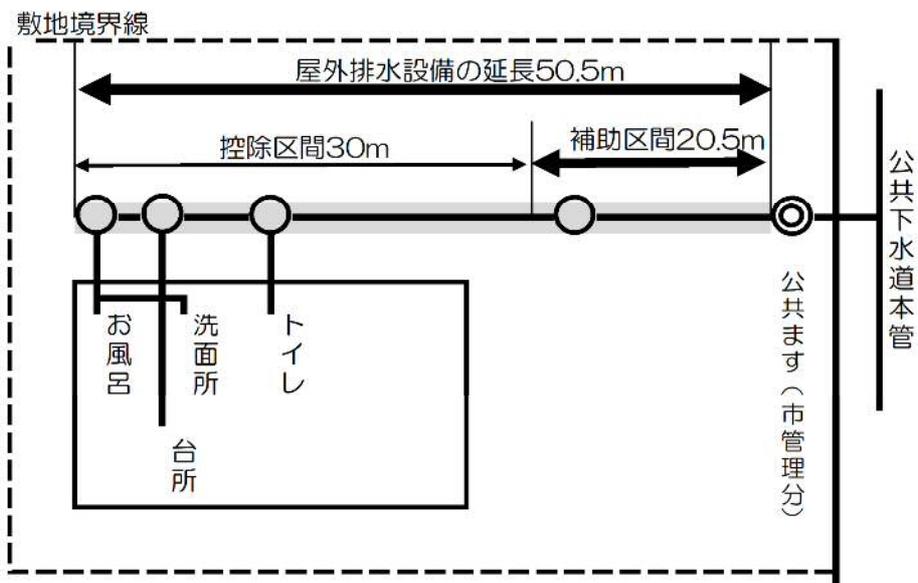
- 【添付書類】
- ① 補助対象工事に係る設計図書
 - ② 排水設備計画確認通知書の写し
 - ③ 補助対象工事に係る見積書
 - ④ 申請者の納税証明書（滞納のない証明）

【提出先】 下記の申請・問合せ先窓口へ提出願います。

申請・問合せ先

一関市役所	下水道課普及係	21-8572	（〒021-8501 一関市竹山町7番2号）
千厩支所	東部上下水道課下水道係	53-3970	（〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方174）

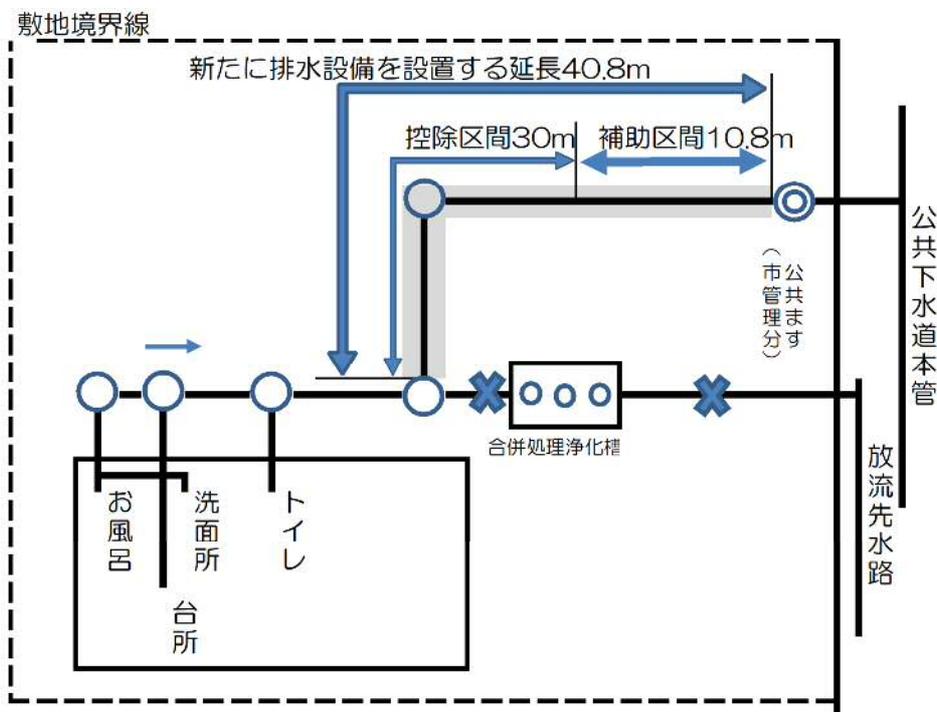
【参考図1】 くみ取便所を廃止し、公共下水道等に接続(供用開始3年以内)



(計算例) 上記参考図の場合

延長 (50.5m) - 控除区間 (30m) = 20.5m ≒ 補助区間 (20m) ※1メートル未満切捨て
 補助管渠 1mにつき 5,000 円が補助となりますので、
 補助区間 (20m) × 5,000/m = 100,000 円が補助金額となります。

【参考図2】 合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続(供用開始3年経過後)



(計算例) 上記参考図の場合

延長 (40.8m) - 控除区間 (30m) = 10.8m ≒ 補助区間 (10m) ※1メートル未満切捨て
 補助管渠 1mにつき 3,000 円が補助となりますので、
 補助区間 (10m) × 3,000/m = 30,000 円が補助金額となります。